

## 「オキシリニック酸」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

### 1. 経緯

「オキシリニック酸」については平成19年12月19日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請、農林水産省より連絡があったところである。

本剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

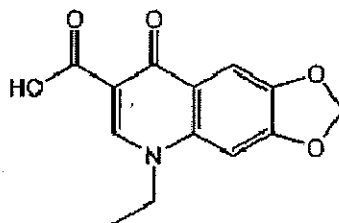
なお、「オキシリニック酸」についてはポジティブリスト制度の導入に当たり、いわゆる暫定基準を設定したものであり、平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904001号により、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼している。

### 2. 評価依頼物質の概要

#### オキシリニック酸

本薬はキノロン系合成抗菌剤であり、平成20年1月現在、農薬として、稲、はくさい、だいこん等に登録があり、動物用医薬品として、牛・豚の細菌性肺炎等及び鶏の大腸菌症等の治療、豚のパスツレラ性肺炎の予防、水産動物のビブリオ病等に承認があり、だいこん、ネクタリン等について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、新たにうめ、ももへの適用が申請されている。

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）において幼犬における関節軟骨の退行的変化及びアルカリホスファターゼの減少が観察され、無作用量を設定できないとの理由から「NO ADI」と評価されている。



### 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。